



宮 崎 県 公 報

令和 3 年 10 月 4 日 (月曜日) 第 243 号

発 行 宮 崎 県

印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 44,400 円

目 次

告 示

- 生活保護法に基づく施術者の指定 (2件) …… (福祉保健課) 1
- 民有林の保安林の指定予定 (2件) …… (自然環境課) 1
- 保安林の指定施業要件の変更通知の宛先不明
について…………… (“ ”) 2

頁

- 道路の区域の変更…………… (道路保全課) 2
- 道路の占有を制限する区域の指定 (2件) …… (“ ”) 2
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定…………… (砂防課) 2

公 告

- 地図及び簿冊の認証 (6件) …… (農村計画課) 3
- 県営土地改良事業に係る換地計画の決定…………… (農村整備課) 3
- 入札公告 (2件) …… 4

告 示

宮崎県告示第 732号

生活保護法 (昭和25年法律第 144号) 第55条第 1 項 (中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律 (平成 6 年法律第30号) 第14条第 4 項においてその例によるものとされた場合を含む。) の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための施術を担当させる者を次のとおり指定した。

令和 3 年 10 月 4 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

氏名及び 施術所の名称	所 在 地	指定年月日
八木 敏男 (八木鍼灸院)	都城市鷹尾 4-13-30	令和 3 年 5 月 11 日

宮崎県告示第 733号

生活保護法 (昭和25年法律第 144号) 第55条第 1 項 (中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律 (平成 6 年法律第30号) 第14条第 4 項においてその例によるものとされた場合を含む。) の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための施術を担当させる者を次のとおり指定した。

令和 3 年 10 月 4 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

氏名及び 施術所の名称	所 在 地	指定年月日
首藤 正樹 (なごみりハビリ 治療院)	都城市高城町石山 283	令和 3 年 9 月 15 日

宮崎県告示第 734号

森林法 (昭和26年法律第 249号) 第25条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする予定である。

令和 3 年 10 月 4 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 民有林の保安林予定森林の所在場所 日向市美々津町字石神57
11-10、5711-15
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 - 次のとおりとする。
 - (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県東臼杵農林振興局並びに日向市役所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 735号

森林法 (昭和26年法律第 249号) 第25条の 2 第 2 項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする予定である。

令和 3 年 10 月 4 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 民有林の保安林予定森林の所在場所 東臼杵郡美郷町南郷上渡
川字荒木谷2972-1
- 2 指定の目的 干害の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 - 次のとおりとする。
 - (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県東臼杵農林振興局並びに美郷町役場に備

え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 736号

保安林の指定施業要件の変更（令和3年農林水産省告示第1225号）に係る保安林の所有者のうち、次の者については、所在が不明なため、森林法（昭和26年法律第 249号）第 189条の規定により、保安林の指定施業要件の変更の通知の内容を、当該保安林の属する市町村の市役所又は町村役場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和3年10月4日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 掲示場所及び所在が不明な者の氏名

(1) 椎葉村役場

椎葉定一、椎葉重義、椎葉常美、椎葉真一郎、椎葉彦市、椎葉辨光、北山ツヤ子、右田房代

(2) 都城市役所

宇都次男、宮島敏子、溝邊市郎、清喜佐雄、地村和久、林萬次郎

2 通知の要旨

(1) 農林水産大臣から保安林の指定施業要件を変更する旨の通知があったこと。

(2) 変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については令和3年農林水産省告示第1225号によること。

宮崎県告示第 737号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和3年10月4日から同年同月18日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和3年10月4日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	国道	388号	東臼杵郡門川町大字川内字上庭谷3835番1から同郡同町同大字字前平3833番4地先まで	旧	9.5～27.6	189.1
				新	15.2～34.9	190.1

宮崎県告示第 738号

道路法（昭和27年法律第 180号）第37条第1項の規定により、次のとおり道路の占用を制限する区域を指定する。

なお、関係図面は、令和3年10月4日から同年同月18日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和3年10月4日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 道路の種類及び路線名並びに占用を制限する区域

道路の種類	路線名	占用を制限する区域
国道	388号	東臼杵郡門川町大字川内字上庭谷3835番1から同郡同町同大字字前平3833番4地先まで

2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるもの及び県が認めた仮設電柱を除く。）

3 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

4 占用の制限の開始の期日

令和3年10月19日

宮崎県告示第 739号

道路法（昭和27年法律第 180号）第37条第1項の規定により、次のとおり道路の占用を制限する区域を指定する。

なお、関係図面は、令和3年10月4日から同年同月18日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和3年10月4日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 道路の種類及び路線名並びに占用を制限する区域

道路の種類	路線名	占用を制限する区域
国道	503号	東臼杵郡諸塚村大字七ツ山字尾平2547番13地先から同郡同村同大字字大迫ノ尾羽根2392番1地先まで

2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるもの及び県が認めた仮設電柱を除く。）

3 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

4 占用の制限の開始の期日

令和3年10月19日

宮崎県告示第 740号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

令和3年10月4日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 長堀-1地区

(1) 区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱1号から標柱5号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱5号を結んだ線により囲まれた土地の区域

(2) 標柱の表示

標柱番号	標 柱 の 存 する 土 地
1	東臼杵郡美郷町北郷字納間字吉田3679番4
2	” ” ” ” 3679番2
3	” ” ” ” 3679番2
4	” ” ” ” 3676番35
5	” ” ” ” 3676番7

公 告

国土調査法（昭和26年法律第 180号）第19条第2項の規定により、次のとおり地籍調査に係る地図及び簿冊を認証した。

令和3年10月4日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 地籍調査を行った者の名称
宮崎市
- 2 地籍調査を行った期間
平成25年10月1日から令和3年2月24日まで
- 3 地籍調査を行った地域
宮崎市大字熊野の一部
- 4 認証年月日
令和3年9月22日

国土調査法（昭和26年法律第 180号）第19条第2項の規定により、次のとおり地籍調査に係る地図及び簿冊を認証した。

令和3年10月4日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 地籍調査を行った者の名称
宮崎市
- 2 地籍調査を行った期間
令和元年7月1日から令和3年3月9日まで
- 3 地籍調査を行った地域
宮崎市清武町加納及び木原の各一部
- 4 認証年月日
令和3年9月22日

国土調査法（昭和26年法律第 180号）第19条第2項の規定により、次のとおり地籍調査に係る地図及び簿冊を認証した。

令和3年10月4日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 地籍調査を行った者の名称
都城市
- 2 地籍調査を行った期間
平成30年8月1日から令和3年3月16日まで
- 3 地籍調査を行った地域
都城市吉之元町の一部
- 4 認証年月日
令和3年9月22日

国土調査法（昭和26年法律第 180号）第19条第2項の規定により、次のとおり地籍調査に係る地図及び簿冊を認証した。

令和3年10月4日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 地籍調査を行った者の名称

小林市

- 2 地籍調査を行った期間
平成30年11月1日から令和2年10月2日まで
- 3 地籍調査を行った地域
小林市北西方の一部
- 4 認証年月日
令和3年9月22日

国土調査法（昭和26年法律第 180号）第19条第2項の規定により、次のとおり地籍調査に係る地図及び簿冊を認証した。

令和3年10月4日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 地籍調査を行った者の名称
小林市
- 2 地籍調査を行った期間
平成30年11月1日から令和3年2月18日まで
- 3 地籍調査を行った地域
小林市真方の一部
- 4 認証年月日
令和3年9月22日

国土調査法（昭和26年法律第 180号）第19条第2項の規定により、次のとおり地籍調査に係る地図及び簿冊を認証した。

令和3年10月4日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 地籍調査を行った者の名称
えびの市
- 2 地籍調査を行った期間
平成29年6月1日から令和3年3月3日まで
- 3 地籍調査を行った地域
えびの市大字原田の一部
- 4 認証年月日
令和3年9月22日

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第89条の2第1項の規定により、白鳥地区村ノ前換地区県営土地改良事業（えびの市、県営畑地帯総合整備事業（担い手育成型））に係る換地計画を定めた。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和3年10月4日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 縦覧に供する書類
決定に係る換地計画書の写し
- 2 縦覧期間
令和3年10月4日から令和3年11月1日まで
- 3 縦覧場所
えびの市役所農林整備課
- 4 その他

この公告に係る換地計画（以下「この計画」という。）に対し不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、宮崎県知事に対して審査請求をすることができる。

また、この計画については、上記の審査請求のほか、この計画の決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮崎県を被告として（訴訟において宮崎県を代表する者は宮崎県知事となる。）、この計画の取消しの訴えを提起することができ

きる。

入札公告

総合評価一般競争入札を次のとおり実施する。

令和3年10月4日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 競争入札に付する事項

- (1) 建設工事名 令和3年度国道 447号真幸工区（仮称）真幸トンネル工事（1工区）（以下「本工事」という。）
- (2) 工事場所 えびの市大字内壱
- (3) 工期 この競争入札に係る契約成立の日から令和6年3月25日まで
- (4) 工事概要
延長 L = 850m
幅員 W = 6.0（8.5）m
トンネル本體工 延長 L = 850m
坑門工 N = 1 基
- (5) 予定価格 落札者決定後公表する。
- (6) 低入札価格調査制度 あり
- (7) 入札の方法 本工事について総合評価一般競争入札を実施する。落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、この競争入札は、宮崎県建設工事等電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）で行う。ただし、入札書を書面にて提出することを希望する者は、紙入札方式によることができる。

2 契約に係る特約事項

- (1) 本工事は、入札時に施工計画等に関する技術申請書を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式のうち、品質確保の実効性と施工体制確保の確実性を評価する施工体制評価型総合評価落札方式の工事であり、施工体制評価型総合評価落札方式の型式は、WTO工事JV型である。
- (2) 本工事は、契約成立後に施工方法等の提案を受け付ける契約後VE方式の対象工事である。

3 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

この競争入札に参加する資格を有する者は、宮崎県特定建設工事共同企業体取扱要領（平成6年10月1日県土整備部技術企画課定め）に基づく特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）の認定を受けている者で、開札日当日において次の要件を全て満たしているものとする。

(1) 共同企業体の資格要件

- ア 共同企業体の構成員（以下「構成員」という。）の数は、3であること。
- イ 構成員の組合せは、各構成員が3(2)の構成員の資格要件をそれぞれ満たす組合せであること。
- ウ 各構成員は、本工事に係る入札に参加する他の共同企業体の構成員でないこと。
- エ 共同企業体の結成方法は、自主結成であること。
- オ 構成員の出資比率の最小限度は、20%であること。

カ 共同企業体の代表構成員は、構成員のうち施工能力及び出資比率が最大のものであること。

キ 構成員のいずれも経常建設共同企業体の構成員でないこと。

(2) 構成員の資格要件

ア 構成員共通要件

- (ア) 令和3年宮崎県告示第 165号に規定する資格を有する者であること。
- (イ) 県が発注する建設工事等の契約に係る入札参加者の資格等に関する要綱（平成20年宮崎県告示第 369号）に基づく令和2・3年度の土木一式工事に係る入札参加資格を有する者であること。
- (ウ) 建設業法（昭和24年法律第 100号）第15条の規定による土木一式工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。
- (エ) 本工事に係る次の設計業務の受託者でないこと。
株式会社建設技術研究所（本店所在地：東京都中央区日本橋浜町3丁目21番1号）
- (オ) (エ)の受託者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている建設業者でないこと。
- (カ) 代表権を有する役員が、(エ)の受託者の代表権を有する役員を兼ねていないこと。
- (キ) 宮崎県施工体制評価型総合評価落札方式（WTO工事JV型）実施要領（令和2年7月1日県土整備部技術企画課定め。以下「WTO実施要領」という。）別添3の一般競争入札（施工体制評価型総合評価落札方式（WTO工事JV型））公告共通事項書（以下「共通事項書」という。）2に掲げる入札参加資格を全て満たしていること。

イ 代表構成員の資格要件

- (ア) 平成18年度以降に完成した内空断面が40㎡以上のナトム工法による道路トンネル工事を元請として施工した実績（共同企業体としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）があること。
- (イ) 土木一式工事における建設業法第27条の29第1項に規定する総合評定値（審査基準日が令和元年8月1日から令和2年7月31日までのものに限る。以下「総合評定値」という。）が1,200点以上であること。
- (ウ) 次に掲げる事項を全て満たす技術者を、監理技術者として専任で契約成立後から配置することができること。
 - ① 一級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。
 - ② 土木工事業に係る監理技術者資格者証を有する者であること。
 - ③ 上記(ア)の要件を満たす工事において、監理技術者、主任技術者又は現場代理人（上記①②の資格を有する者に限る。）の経験（当該工事の工期の全ての期間従事したものに限る。ただし、当該工事の工期が1年を超える場合において、工期の半分を超える期間が1年を超えるときは当該工期の半分を超える期間従事したものを、工期の半分を超える期間が1年以下のときは1年を超えて従事したものを含む。下記ウ(ウ)②において同じ。）を有する者であること。
 - ④ 入札執行日の前日時点において、構成員が3か月以上

継続して雇用している者であること。

ウ 第2構成員及び第3構成員の資格要件

(ア) 上記イ(ア)の要件を満たす工事を元請として施工した実績があること。

(イ) 土木一式工事における総合評定値が950点以上であること。

(ウ) 次に掲げる事項を全て満たす技術者を、主任技術者として専任で契約成立後から配置することができること。

① 上記イ(ウ)①及び④の事項を全て満たす者であること。

② 上記(ア)の要件を満たす工事において、監理技術者、主任技術者、現場代理人、監理技術者補佐、専門技術者又は担当技術者の経験を有する者であること。

4 競争入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所

令和3年宮崎県告示第165号に規定する資格を有しない者で、本工事の入札に参加を希望するものは、次のとおり入札参加資格審査申請を行わなければならない。

(1) 受付期間 令和3年10月4日から令和3年10月22日まで(土曜日及び日曜日を除く。午前9時から午後5時まで)

(2) 申請先及び申請に関する問合せ先 宮崎県県土整備部管理課建設業審査担当 宮崎市橋通東2丁目10番1号 郵便番号880-8501 電話番号0985(26)7176

5 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所 宮崎県小林土木事務所 小林市細野367番地の2 郵便番号886-0004 電話番号0984(23)5165

(2) 期間 令和3年10月4日から令和3年12月9日まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで)

6 設計図書等の交付方法及び交付期間

(1) 交付方法 宮崎県公共事業情報サービス(<http://www.e-nysatsu-portal.pref.miyazaki.lg.jp/main/>)による提供

(2) 交付期間 令和3年10月4日から令和3年12月9日まで(宮崎県公共事業情報サービスの運用時間に限る。)

7 設計図書等に関する質問及び回答

(1) 質問の受付期間 令和3年10月4日から令和3年10月29日午後5時まで

(2) 受付方法 電子メール(kobayashi-doboku@pref.miyazaki.lg.jp)

(3) 回答方法 宮崎県公共事業情報サービスに掲載

8 入札参加資格確認申請書、入札参加資格確認資料及び共同企業体に関する資料の提出場所、提出期間及び提出方法

(1) 提出場所 宮崎県小林土木事務所

(2) 提出期間 令和3年10月4日から令和3年10月22日まで(土曜日及び日曜日を除く。午前9時から午後5時まで。送付にあっては、同日午後5時必着)

(3) 提出方法 持参又は送付(送付にあっては、書留郵便又はそれと同等の手段に限る。以下同じ。)。ただし、電子入札システムにより入札書を提出する場合にあっては、宮崎県建設工事等電子入札実施要領(平成17年12月1日県土整備部技術企画課定め)第8条の規定による入札参加届出書についても同システムにより提出すること。

9 技術申請書の交付方法及び交付期間

(1) 交付方法 宮崎県公共事業情報サービスによる提供

(2) 交付期間 令和3年10月4日から令和3年10月22日まで(宮崎県公共事業情報サービスの運用時間に限る。)

10 技術申請書に関する質問及び回答

(1) 質問の受付期間 令和3年10月4日から令和3年10月15日午後5時まで

(2) 受付方法 電子メール(kobayashi-doboku@pref.miyazaki.lg.jp)

(3) 回答方法 宮崎県公共事業情報サービスに掲載

11 技術申請書の提出場所、提出期間及び提出方法

(1) 提出場所 宮崎県小林土木事務所

(2) 提出期間 令和3年10月4日から令和3年10月22日まで(土曜日及び日曜日を除く。午前9時から午後5時まで。送付にあっては、同日午後5時必着)

(3) 提出方法 持参又は送付。ただし、技術提案については、電子データによる提出も併せて行うこと。

12 ヒアリング

(1) 配置予定技術者に対し、当該技術者の専門技術力等及び技術提案の履行確認に関するヒアリングを令和3年11月9日から令和3年11月12日までに実施する。

なお、ヒアリングの実施場所及び日時は、技術申請書提出期間経過後に通知する。

(2) 正当な理由がなく当該ヒアリングを受けなかった者は、当該入札に参加することができない。

13 入札書等の提出場所、提出期間及び提出方法

(1) 提出場所 電子入札システム上(書面による入札の場合は、宮崎県小林土木事務所)

(2) 提出期間 令和3年12月8日午前7時から令和3年12月9日午前10時20分まで(入札書等を書面により提出する場合であって、持参によるときは令和3年12月8日午前9時から午後5時まで、送付によるときは令和3年11月26日から令和3年12月8日午後5時まで)

(3) 提出方法 電子入札システム(書面による入札の場合は、持参又は送付)による。

14 開札の場所及び日時

(1) 場所 宮崎県小林土木事務所入札室 小林市細野367番地の2

(2) 日時 令和3年12月9日午前10時30分

15 入札保証金

入札保証金については、宮崎県財務規則(昭和39年宮崎県規則第2号)第100条の規定による。

16 入札の無効に関する事項

(1) 宮崎県財務規則第125条各号のいずれかに該当する入札のほか、次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア 虚偽の申請を行った者のした入札

イ WTO実施要領及び入札公告等の規定に違反した者のした入札

ウ この競争入札に係る契約成立の日までに入札参加資格を満たさなくなった者のした入札

エ 工事費内訳書を提出していない者又は工事費内訳書に不備がある者のした入札

オ 当初の入札に失格基準価格未満の価格で入札した者のした再度の入札における入札

(2) 入札を無効とした者には、その旨を通知する。

17 総合評価に関する事項

(1) 評価基準については、WTO実施要領を参照すること。

(2) 評価項目ごとの評価基準及び配点並びに総合評価の方法は、

次のとおりとする。

なお、当工事の加算点の満点は、30点とする。

ア 評価項目ごとの評価基準及び配点

評価の視点	評価項目	評価基準	ウェイト	配点
企業の技術力及び地域貢献度	施工実績（代表構成員） 過去15年間の同種工事の施工実績	配点×（実績件数／1件） 1件以上は満点	20	10
		JV構成員のうち、2者以上が県内企業		10
	地域貢献度	JV構成員のうち、1者が県内企業		5
		上記以外		0
配置予定技術者の能力	施工経験（代表構成員） 過去15年間の主任（監理）技術者等の同種工事の施工経験	配点×（経験件数／1件） 1件以上は満点	20	10
		ヒアリング		専門技術力と監理能力
	当該工事の理解度			5
企業に係る高度な技術提案術 （※）	工事事務物の性能・機能に関する事項	配点×（技術提案の得点／10点）	60	20
	社会的要請に関する事項	配点×（技術提案の得点／10点）		20
	施工上配慮すべき事項	配点×（技術提案の得点／10点）		20
	履行の確実性	ヒアリング		—
減点項目	入札参加資格取消し 入札参加資格停止	入札参加資格取消し	0	-6
		入札参加資格停止（3か月以上）		-5
		入札参加資格停止（1か月以上3か月未満）		-4
		入札参加資格停止（1か月未満）		-3
		上記に該当なし		0
得点（満点）			100	

イ 総合評価の方法

○評価値の算出

(1)加算点の算出 加算点 = 30点 × 評価項目ごとの得点の合計値 / 得点（満点）

(2)評価値の算出 評価値 = 技術評価点 / 入札価格 = (基礎点 (90点) + 施工体制評価点 (10点) + 加算点) / 入札価格

なお、施工体制評価点については、調査基準価格以上の入札者に10点を加点するが、調査基準価格未満の入札者は、次の式により施工体制評価点の加点をする。

調査基準価格未満の入札者の施工体制評価点 = ((入札価格 - 失格基準価格) / (調査基準価格 - 失格基準価格)) × 10点

○同種工事等の設定

	同種工事の名称	同種工事の番号	備 考
同種工事	内空断面が40㎡以上のナトム工法による道路トンネル工事	—	詳細を別表第1に記載
類似工事			

(評価項目の留意事項)

全て代表構成員について評価する。

(※企業の高度な技術力に係る技術提案)

企業の高度な技術力に係る技術提案については、別表第2に記載。

別表第1 同種工事の詳細

同種工事の名称	内空断面が40㎡以上のナトム工法による道路トンネル工事	同種工事の番号	
<p data-bbox="256 405 403 427"><同種工事の定義></p> <p data-bbox="309 479 1026 501">「内空断面が40㎡以上のナトム工法による道路トンネル工事」とは、①及び②のいずれも満たす工事とする。</p> <p data-bbox="368 551 834 573">① 国、都道府県、市町村又は民間事業者が発注した工事であること。</p> <p data-bbox="368 584 1182 607">② 内空断面が40㎡以上かつ延長700m以上のナトム工法による道路トンネル工事（災害復旧工事を含む。）であること。</p>			
類似工事の名称			
<p data-bbox="256 871 403 893"><類似工事の定義></p>			

別表第 2 企業の高度な技術力に係る技術提案

評価項目	
工事目的物の性能・機能に関する事項	① 覆工及びインバートコンクリートのひび割れ抑制を目的とした「コンクリートの配合と品質管理」に関する技術提案
	② 覆工コンクリートのコールドジョイント対策及び天端部の空洞防止を目的とした「コンクリートの充填」に関する技術提案
	③ 覆工コンクリートのひび割れ抑制を目的とした「コンクリートの締固め」に関する技術提案
	④ 覆工コンクリートのひび割れ抑制を目的とした「コンクリート養生」に関する技術提案
	⑤ 覆工コンクリートの漏水対策を目的とした「確実な防水機能の確保」に関する技術提案
社会的要請に関する事項	① 坑内作業での安全対策を目的とした「粉じん対策」に関する技術提案
	② 工事区間内の安全対策を目的とした「重機及び車両の事故対策」に関する技術提案
	③ 工事現場の「坑内作業における作業環境改善」に関する技術提案。ただし、現場環境改善費で実施する提案と同じ内容の技術提案を除く。
	④ トンネル工事に伴う排水に重金属が含まれた場合の「重金属の監視体制（環境基準値超過時の早期対応のための事前準備体制を含む。）」に関する技術提案
	⑤ 自然由来の重金属を含む地域でのトンネル工事に対して、不安を抱く住民の方々に対する「不安払拭及び風評被害を防ぎ、工事のイメージアップ」につながる技術提案
施工上配慮すべき事項	① 地山の特性を把握することを目的とした「切羽及び坑内変位の監視」に関する技術提案
	② インバート施工時の「鋼製支保工の安定性」に関する技術提案
	③ 早期閉合を目的とした「インバート工の施工」に関する技術提案
	④ トンネル掘削時の安定性確保を目的とした「過掘り低減」に関する技術提案
	⑤ 顕著な膨張性地山に対する「支保工パターンE断面の施工上の対策」に関する技術提案

(3) 審査結果の通知

技術提案として提出された提案については、入札受付開始日の3日前までに審査結果を通知する。

(4) 評価内容の担保

技術提案に記載され、評価の対象となった内容については、設計図書に記載するものとし、工事完了後において、履行状況について検査を行うものとする。

なお、受注者の責めにより施工において技術提案の内容を満足できなかった場合は、工事成績評定の減点対象とする。

18 落札者の決定方法

予定価格の範囲内で、失格基準価格以上の価格をもって入札した者のうち、17の総合評価の方法により算定した評価値が最も高い者を落札候補者（評価値が最も高い者が2者以上いる場合には、当該評価値の者による宮崎県建設工事等電子入札実施要領第19条第1項のくじ引きで決定した者）とする。落札候補者が低価格入札者でない場合には、そのまま落札者として決定する。

なお、落札候補者が低価格入札者である場合には、宮崎県低入札価格調査制度取扱要領（平成8年4月1日県土整備部技術企画課定め）による低入札価格調査を実施した上、落札者を決定する。

19 契約に関する事務を担当する部局等

宮崎県小林土木事務所

20 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

21 契約の締結に関する事項

この競争入札に係る契約には県議会の議決を要するため、落札者決定後は仮契約を締結し、当該議決を経たときに契約が成立するものとする。ただし、契約の日までに入札参加資格を満たさなくなったときは、契約を締結しないものとする。

22 その他

(1) この競争入札による調達、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

(2) 特定調達に係る苦情処理の関係において、宮崎県政府調達苦情検討委員会設置要綱（平成26年6月23日会計管理局会計課定め）に定める宮崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。

(3) その他この競争入札に関する詳細は、共通事項書及び設計図書等による。

23 Summary

(1) Project Name:

National Route 447, Masaki Area Construction, (Working Title) Masaki Tunnel Construction (1 Areas)

(2) Outline of Construction to be Commissioned:

Tunnel Length (L) = 850 m

Tunnel Width (W) = 6.0 (8.5) m

Actual Length of Tunnel Required (L) = 850 m

Number of Tunnel Entrance (N) = 1

(3) Location:

Uchitate, Ebino-shi, Miyazaki Prefecture, Japan

(4) Announcement of Tenders:

Monday October 4 th, 2021.

(5) Bidding Date:

Thursday December 9 th, 2021.

(6) Point of Contact for Enquiries and Submission of Tenders:

Kobayashi Public Works Office, Prefectural Land Development Department, Miyazaki Prefectural Government

Hosono 367 - 2, Kobayashi-shi, Miyazaki Prefecture, 886-0004, Japan

Tel: 0984(23)5165

Fax: 0984(23)7897

Email: kobayashi-doboku@pref.miyazaki.lg.jp

入札公告

一般競争入札を次のとおり実施する。

令和3年10月4日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 競争入札に付する事項

(1) 購入物品及び数量 ブドウ糖（アルコール）製造装置等一式 2セット

(2) 購入物品の特質等 入札説明書による。

(3) 納入期限 令和4年3月25日

(4) 納入場所 宮崎県立宮崎工業高等学校及び宮崎県立延岡工業高等学校

(5) 入札方法 (1)の購入物品について入札を実施する。入札金額は、調達内容に係る一切の諸経費を含めた額とする。落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札に参加する者に必要な資格

(1) この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

ア 令和3年宮崎県告示第116号に規定する資格を有する者で、業種が物品に関する業種であること。

イ 納入する物品及び数量を確実に納入できる者であること。

ウ 納入する物品について、保守、点検、修理、部品の提供等のアフターサービスを、納入先の求めに応じて速やかに提供できる者であること。

(2) 入札に参加しようとする者は、(1)イ及びウの資格要件を満たすことを証明する書類並びに入札参加申請書を令和3年11月8日までに下記4(1)の場所に提出し、事前に審査を受けること。

3 物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格等を得るための申請の方法

上記2(1)アに掲げる資格を有しない者で参加を希望するものは、次により参加資格等を得るための申請を行うこと。

(1) 申請書用紙等を配布する場所及び受付場所 宮崎県会計管理局物品管理調達課物品調達担当 宮崎市橋通東2丁目10番1号 郵便番号 880-8501 電話番号0985(26)7208

(2) 申請書類の受付期間 令和3年10月4日から令和3年10月18日まで（土曜日及び日曜日を除く。午前9時から午後5時まで）とする。ただし、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札資格審査が入札に間に合わないことがある。

なお、入札に間に合わないおそれがあると認められるときは、あらかじめ、その旨を当該申請者に通知する。

- 4 契約条項を示す場所及び期間
- (1) 場所 宮崎県会計管理局物品管理調達課物品調達担当
- (2) 期間 令和3年10月4日から令和3年11月15日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで）
- 5 入札説明書及び入札の条件の交付場所及び交付期間
- (1) 交付場所 宮崎県会計管理局物品管理調達課物品調達担当
- (2) 交付期間 令和3年10月4日から令和3年11月8日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで）
- 6 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法
- (1) 提出場所 宮崎県会計管理局物品管理調達課物品調達担当
- (2) 提出期限 令和3年11月15日午前10時（送付にあっては、令和3年11月12日午後5時必着）
- (3) 提出方法 持参又は送付（送付にあっては、書留郵便又はそれと同等の手段に限る。）によること。
- 7 開札の場所及び日時
- (1) 場所 宮崎県庁 1 号館 1 階物品管理調達課入札室 宮崎市橋通東 2 丁目10番 1 号
- (2) 日時 令和3年11月15日午前10時
- 8 入札保証金
- 入札保証金については、宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第2号）第 100条の規定による。
- 9 入札の無効に関する事項
- この公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他宮崎県財務規則第 125条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。
- 10 落札者の決定の方法
- 有効な入札書を提出した者で、予定価格以内で最低価格の入札を行ったものを落札者とする。
- 11 契約に関する事務を担当する部局等
- 宮崎県会計管理局物品管理調達課物品調達担当
- 12 契約の手続において使用する言語及び通貨
- 日本語及び日本国通貨
- 13 その他
- (1) この競争入札による調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (2) 特定調達に係る苦情処理の関係において宮崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。
- (3) その他この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。
- 14 Summary
- (1) Nature and quantity of goods and/or services required:
Equipment to Produce Alcohol by Fermentation of Glucose
- (2) Time limit for tender: 10:00 a.m. 15 November, 2021
- (3) Contact point for the notice: Article Procurement Section, Article Management and Procurement Division, Treasury Bureau, Miyazaki Prefectural Government, Tachibanadori Higashi 2 - 10 - 1, Miyazaki City, Miyazaki Prefecture, Japan. 880-8501 TEL: 0985-26-7208